

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	身体障害者手帳の交付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宮古島市は、身体障害者手帳の交付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

自立支援医療費支給に関する事務においては、コンピュータへのログインを職員のIDカードによって行っており、システム利用者の操作権限を個別に管理することで不要な情報へのアクセスを防止している。

評価実施機関名

宮古島市長

公表日

令和5年3月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	身体障害者手帳の交付に関する事務
②事務の概要	宮古島市は、身体障害者福祉法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 (身体障害者手帳の受付及び交付申請情報の管理) 身体障害者手帳は障害者が各種サービスを利用する際に必要であり、対象者の居住地の都道府県知事が発行する。 市町村においては、住民からの交付申請を受け付け、沖縄県へ進達を行い、判定結果及び身体障害者手帳を受領して、対象者へ手帳の交付を行う。
③システムの名称	COKAS-R/AD II
2. 特定個人情報ファイル名	
①交付台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法 ・第9条第1項(利用範囲)別表第1の11項 ・第14条(提供の要求) ・第16条(本人確認の措置) ・第19条(特定個人情報の提供の制限)別表第2の10 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 ・第11条 3. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・第9条第1項第1号ロ
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法 ・第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 別表2 ・第21条(情報提供ネットワークシステム) ◇提供の根拠→別表2の10 ◇照会の根拠→別表2の10 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・第9条第1項第1号ロ
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部 障がい福祉課
②所属長の役職名	障がい福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 総務課 代表(0980)72-3751
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉部 障がい福祉課 代表(0980)72-3751

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年2月24日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年2月24日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="radio"/>]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月20日	II. 1	平成27年3月31日時点	平成28年12月20日時点	事後	見直しに伴う変更
平成28年12月20日	II. 2	平成27年3月31日時点	平成28年12月20日時点	事後	見直しに伴う変更
平成29年12月20日	I. 1. ②	宮古島市は、身体障害者福祉法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 （身体障害者手帳の受付及び交付申請情報の管理） 身体障害者手帳は障害者が各種サービスを利用する際に必要で有り、対象者の居住地の都道府県知事が発行する。 市町村においては、住民からの交付依頼を受け付け、都道府県へ進達を行い、判定結果及び身体障害者手帳を受領して、対象者へ手帳の交付を行う。	宮古島市は、身体障害者福祉法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 （身体障害者手帳の受付及び交付申請情報の管理） 身体障害者手帳は障害者が各種サービスを利用する際に必要であり、対象者の居住地の都道府県知事が発行する。 市町村においては、住民からの交付申請を受け付け、沖縄県へ進達を行い、判定結果及び身体障害者手帳を受領して、対象者へ手帳の交付を行う。	事後	見直しに伴う変更
平成29年12月20日	I. 5. ②	課長 下地 克浩	障がい福祉課長	事後	見直しに伴う変更
平成29年12月20日	II. 1	平成28年12月20日時点	平成29年12月20日時点	事後	見直しに伴う変更
平成29年12月20日	II. 2	平成28年12月20日時点	平成29年12月20日時点	事後	見直しに伴う変更
平成30年12月19日	II. 1	平成29年12月20日時点	平成30年12月19日時点	事後	見直しに伴う変更
平成30年12月19日	II. 2	平成29年12月20日時点	平成30年12月19日時点	事後	見直しに伴う変更
平成31年3月8日	IV. 1	s	基礎項目評価書	事後	様式変更に伴う追記
平成31年3月8日	IV. 2	—	十分である	事後	様式変更に伴う追記
平成31年3月8日	IV. 3	—	設問いずれも「十分である」	事後	様式変更に伴う追記
平成31年3月8日	IV. 4	—	委託しない	事後	様式変更に伴う追記
平成31年3月8日	IV. 5	—	十分である	事後	様式変更に伴う追記
平成31年3月8日	IV. 6	—	接続しない(入手) 接続しない(提供)	事後	様式変更に伴う追記
平成31年3月8日	IV. 7	—	十分である	事後	様式変更に伴う追記
平成31年3月8日	IV. 8	—	自己点検	事後	様式変更に伴う追記
平成31年3月8日	IV. 9	—	十分に行っている	事後	様式変更に伴う追記
令和1年12月20日	I. 3	1. 番号法(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 別表第1の11の項(都道府県事務) ・第14条(提供の要求) ・第16条(本人確認の措置) 2. 身体障害者福祉法(昭和24年12月26日法律第283号)(平成26年6月13日法律第67号施行時点) ・第15条(身体障害者手帳) ・第16条(身体障害者手帳の返還)	1. 番号法 ・第9条第1項(利用範囲)別表第1の11項 ・第14条(提供の要求) ・第16条(本人確認の措置) ・第19条(特定個人情報の提供の制限)別表第2の10 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 ・第11条 3. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・第9条第1項第1号口	事後	見直しに伴う変更
令和1年12月20日	I. 4. ②	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に関係情報が含まれる項(なし) (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄の事務に必要な第四欄の特定個人情報(なし)	・番号法 ・第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)別表2 ・第21条(情報提供ネットワークシステム) ◇提供の根拠→別表2の10 ◇照会の根拠→別表2の10 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・第9条第1項第1号口	事後	見直しに伴う変更
令和1年12月20日	II. 1	平成30年12月19日 時点	令和1年12月20日 時点	事後	見直しに伴う変更
令和1年12月20日	II. 2	平成30年12月19日 時点	令和1年12月20日 時点	事後	見直しに伴う変更
令和2年12月1日	II. 1	令和1年12月20日 時点	令和2年12月1日 時点	事後	見直しに伴う変更
令和2年12月1日	II. 2	令和1年12月20日 時点	令和2年12月1日 時点	事後	見直しに伴う変更
令和5年2月24日	I. 1. ③	PLANETS	COKAS-R/Ad II	事後	見直しに伴う変更
令和5年2月24日	I. 4. ②	・番号法 ・第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)別表2 ・第21条(情報提供ネットワークシステム) ◇提供の根拠→別表2の10 ◇照会の根拠→別表2の10 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・第9条第1項第1号口	・番号法 ・第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)別表2 ・第21条(情報提供ネットワークシステム) ◇提供の根拠→別表2の10 ◇照会の根拠→別表2の10 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・第9条第1項第1号口	事後	見直しに伴う変更
令和5年2月24日	II. 1	令和2年12月1日時点	令和5年2月24日時点	事後	見直しに伴う変更
令和5年2月24日	II. 2	令和2年12月1日時点	令和5年2月24日時点	事後	見直しに伴う変更